事務連絡

令和３年９月３０日

国土交通省住宅局

　住宅生産課関係法人　御中

国土交通省住宅局住宅生産課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了後の、出勤者数の削減

（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和３年９月２８日に開催された第７７回新型コロナウイルス感染症対策本部において、９月３０日をもって緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了することが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。これを踏まえ、同日開催された国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添４のとおり指示がなされ、また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添１～３のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴法人等におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（別添１別紙３）を踏まえて適切にご対応いただくとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底について引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

また、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）（別添２）、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の１都１道２府２３県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項（別添３）、移動の自粛に向けた呼びかけ（別添５）についても、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、所属会員に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

（別添１）「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了について 」

（別添１別紙１）「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了」

（別添１別紙２）「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示」

（別添１別紙３）「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和３年９月28日変更)

（別添１別紙４）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更 新旧対照表

（別添２）「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」

（別添２参考）「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」

「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」

（別添３）「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の１都１道２府２３県におけ

る催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

（別添４）第３７回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示

（別添５）都道府県をまたぐ移動の際の留意事項に係る呼びかけについて